ファクタと法的トポスに基づく課税裁判の判例分析 Analysis of Legal Precedents of Tax Cases based on Factors and Legal Topoi

平田 勇人^{*1} Hayato Hirata 新田 克己^{*2} Katsumi Nitta

*1 朝日大学法学部 *2 產業技術総合研究所 Asahi University National Institute of Advanced Industrial Science and Technology

The objective of this paper is to introduce a new method to describe and analyze information included in legal precedents. Facts and claims of both sides in the precedents are described by factors which are predicates appearing in precedents frequently. Reasons of the final decision of the judge is described by legal topoi which are components of the value judgment. By using 21 precedents concerning tax problem, we show how these precedents are described by factors and legal topos, and how each precedent is analyzed. Then, by comparing priority between legal topoi in precedents, we will discuss the possibility of predicting legal decision.

1. はじめに

裁判の記録である判例には,事実の記述と結論だけではなく, 原告の主張,被告の主張,裁判官の判断理由など豊富な情報 が記載されている.しかし,判例は日本語で書かれており,膨大 な文章量を読み解くには多くの時間が必要とされた. AI & Law の分野では, HYPO [Ashley 90] や CATO [Aleven 97] などのよ うに判例から特徴的な事実や主張をファクタとして抽出し,ファ クタを用いた議論生成の研究がなされており,その有効性が認 められている.しかし,これらは原告と被告の間の議論の解析を 目的としており,裁判官の判断についての記述方や分析法は 考慮されていない.

そこで本稿では、裁判官の判断理由を記述するために、価値 判断の要素(法的トポス) [Shtruck71] を導入し、判例を分析す るための新しい手法を提案することを目的とする.

2. ファクタと法的トポス

2.1 ファクタによる判例記述

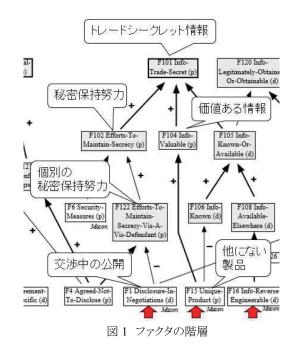
ファクタとは判例で扱っている事件の,事実や当事者の主張 を抽象化したものである.企業秘密の保護を目的とした米国トレ ードシークレット法に関して, HYPO や CATO は類似判例を検 索することにより議論生成を行う教育支援システムである. HYPOは13種類のファクタを用いて30の判例を記述し, CATO は 42 種類のファクタを用いて 147 の判例を記述してそれぞれ 判例のデータベースを構築している.

図1はCATOのファクタの例である.ファクタ間の関係が木構 造で示されている.木構造のルート部分は法令の条件部に対 応し,木構造の末端部は事件の事実に対応し,木構造の中間 部は原告または被告の主張に対応したファクタを表す.図1の 例では,事件の事実の中にF4「公開しないという合意」があれ ば,F122「個々の秘密保持努力」をしていたことを主張し,F1 「交渉中の公開」という事実があればF122「個別の秘密保持の 努力をしていた」を否定することを示している.F4からF122にプ ラスのリンクがあるのは支持を表し,F1からF122にマイナスのリ ンクがあるのは攻撃を表している.図1でMason事件ではF1と F15とF16の3つのファクタが成立するので,F1「交渉中の公開」

平田勇人,朝日大学法学部,岐阜県瑞穂市瑞穂 1851, hirahaya@alice.asahi-u.ac.jp から攻撃されている F122「個別の秘密の保持努力」や F102「秘 密保持努力」という点では原告が不利だが、F15「他にない製品」 から支持されている F104「価値ある情報」という点では原告が有 利になる. その結果 F101「トレードシークレット情報」が成立する かどうか微妙な状態である.

このように個々の裁判においてどのような事実があったか,原 告と被告はどのような主張をしたか,それがどのように法令のあ てはめにつながったかをファクタ階層をたどることによって表現 することができる(HYPOは CATOと異なり,末端レベルのファク タしか存在せず,ファクタ階層を定義していない.そのため, HYPO では原告や被告の主張を記述することはできず,「事実 レベルのファクタから原告/被告のどちらが勝訴するか」を争うだ けの単純な論争しかできない).

このようなファクタ階層で原告と被告の議論を記述することは できるが、裁判官の判断理由までは記述できない. Mason 事件 では「トレードシークレット情報」か否かの判断において、「秘密 保持努力」という点では被告が有利であり、「価値ある情報」とい う点では原告が有利だからである. このような場合に、どちらをよ



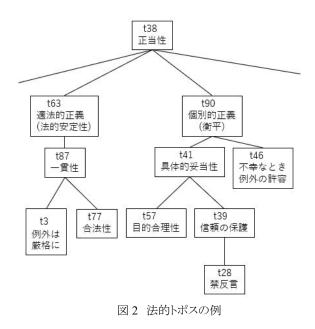
り重視するかによって、結論が分かれることになる.このような選 好関係を記述するのに、法的トポスを導入する.

2.2 法的トポス

法的トポスとは、判決の判断理由に表われる価値判断の要素 のことである. Struck は判例に出現する価値判断要素を 64 個 列挙し、法的トポスのカタログとしてまとめた [Struck 71].これら の法的トポスの中には他の法的トポスに包含されるものや,他の 法的トポスと対立するものが存在する.そこで平田は、法的トポ スの体系化を行い、その体系化の過程で不足していると思われ る法的トポスを追加した [平田 18].図2は課税事件に関する判 例に関して法的トポスを体系化したものの一部である.

たとえば、法を犯して課税を逃れたものは例外なく追徴課税 をすべき、という立場は図2のt63「適法的正義(法的安定性)」 を重視した考え方であり、これにはt87「法適用の一貫性」やt3 「例外は厳格に適用すべき」、t77「合法性を重視すべき」などの 立場が含まれる.一方、結果的に課税逃れとなったとしても、そ こに至る個別の事情を考慮して例外を認める立場はt90「個別 的正義(衡平)」の立場である.これには、t28「禁反言」のように 課税庁が前言を翻して課税基準を変化させる、などの特殊事情 を斟酌する立場である.

これらの法的トポスはときには複数のトポスが両立することも あるが、ときには複数のトポスが互いに対立し、トポス間の優先 関係(選好関係)を必要とされることもある.



3. 課税判例の分析

3.1 分析の対象となる課税判例

課税に関して納税者と課税庁の間の8つの事件に関する21 判例を集めた.これらの事件は、たとえば、「長年、軽い税率で 納税していた会社に対し、ある年に課税庁が税率の適用の誤り に気づき、過去に遡って追徴課税をかけてきた」というタイプの 事件である.「課税庁への電話で問い合わせたところ、担当者 が「これで良い」と返事をしたことが課税庁の正式な回答になる のかどうか」、「他の地区では認められている税率がこの地区だ け厳しく査定されるのは妥当か」など、事件により多少の相違は あるものの、この8件は概ね類似した事件である.

事件が 8 件なのに判例が 21 あるのは,同じ事件でも地裁, 高裁,最高裁など複数の判例があるからである.この中には納 税者が勝訴したことがあるのは 5 事件 7 判例ある.しかし,多く の場合,上級審で逆転敗訴になり,最後に納税者が勝訴したも のは 1 事件にすぎない.何が原因でこのような結果になるのか を法的トポスを利用して調べるのがこことでの解析の目的である.

3.2 分析方法

まず, 課税判例の特徴を記述するためのファクタ階層とその 価値判断に使われる法的トポスの階層を用意する.ファクタ階 層は事件のタイプに応じてファクタ内容が異なるので, 課税判 例を識別するためのファクタ階層を用意した.法的トポスの階層 は法律分野によって少し構造に変化はあるものの, 概ね固定し ている.ファクタに関して対応する法的トポスにリンクを張る.

次に,個々の判例に関して事件の概要や原告/被告の主張 からファクタを抽出しどのファクタとどのファクタが対立している のかを認識する.さらに,裁判官の判決理由の文言から,どのよ うな法的トポス間の対立なのか,また,その対立関係に関して裁 判官はどちらの法的トポスを優先したのかを認識する(図3).

この法的トッポスの優先関係がその事件に特有のものなのか, それとも類似事件に関して同じ傾向が見られるのかを調査する. 類似事件に関して同じ傾向が見られるのであれば,判決の予測 に使える可能性がある.

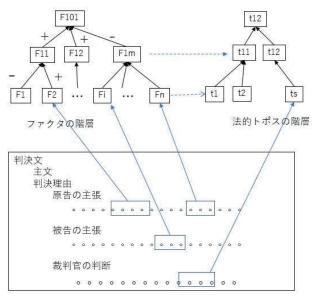


図3 判例からのファクタと法的トポスの抽出

3.3 分析の例

21 判例においてどのような法的トポスが引用され、どのような 優先関係になったか、その結果、納税者が勝訴したのか、課税 庁(国)が勝訴したのかをまとめたのが表1である.この表でたと えば、判例1.1と1.2は事件1の一審と二審を表している.判例 1.1で納税者が勝訴し、判例1.2で国が勝訴しているので、二審 で逆転判決がだたことがわかる.事件6で判例6.4まであるの は、高裁への差し戻し判決があったためである. 表1に出てくる法的トポスは以下のものである.

- t3 「例外の厳格性」
- t77「合法性」
- t39「信頼保護」
- t63 「法的安定性」
- t57「目的合理性」
- t46 「例外の緩和」(極めて不幸な場合は例外を認める) t47 「明確性」(法は明確な部分だけが適切)

この表のように、多くの判例(16判例)においては t77「合法性」 (すなわち,法令に従って,課税率の誤りを見つけたらさっさと 修正し、過去の分に追徴課税をすることは何ら問題ない)という 価値観と t39「信頼の保護」(すなわち、過去の課税庁の対応に も問題があり、それにより納税者が誤解したという点もあるので、

表1 21 判例における法的トポスの優先関係

判例	勝訴者	t77 >t39	t77 <t39< th=""><th>t63 <t39< th=""><th>t47 <t39< th=""><th>t57 >t63</th><th>t3∧ t47 <t46< th=""></t46<></th></t39<></th></t39<></th></t39<>	t63 <t39< th=""><th>t47 <t39< th=""><th>t57 >t63</th><th>t3∧ t47 <t46< th=""></t46<></th></t39<></th></t39<>	t47 <t39< th=""><th>t57 >t63</th><th>t3∧ t47 <t46< th=""></t46<></th></t39<>	t57 >t63	t3∧ t47 <t46< th=""></t46<>
1.1	納				0		
1.2	I	0					·
2.1	納			0		0	
2.2	E	0					
2.3	Ξ	0					
3.1	E						0
3.2	E						0
4.1	E	0					0
4.2	Ξ	0					
4.3	E	0					
5.1	納			S 5		0	
5.2	E	0					
5.3	納		0				
6.1	納		0				
6.2	納		0				
6.3	Ξ	0					
6.4	Ξ	0					
7.1	E	0					0
8.1	Ξ	0		50			
8.2	納		0	S S			
8.3	E	0					

追徴課税をする場合はその点を斟酌すべきである)という2つの 法的トポスの対立ととらえられている.特に国が逆転勝訴した判 例ではすべて, t77 > t39を理由としている.

ファクタとの関係では、

課税庁の公式見解である/ではない,

納税者に過失がある/ない,

課税額が高額である / ではない, なるファクタが t77, t39 に関係している.

また,例外を限定的に見るt3と例外を緩和するt46は対立す る法的トポスであるが,t47(法が不明確)が問題となった場合は, すべてt46が優先されている.

4. おわりに

ファクタと法的トポスを用いた判例の解析方法を提案した.同 じ事件でありながら,一審と二審の間で判決結果が異なる理由 が法的トポスの優先関係という形で説明できることを示した.こ れは従来のファクタだけでの解析では不可能だったことである. また,類似した判例を比較することにより,対立する法的トポス のうちどちらが優先される傾向にあるかを調べることにより,裁判 の判決予測ができる可能性があることが示された.

謝辞

本研究はJSPS科研費(17H06103)および民事紛争処理研究基金の助成を受けたものです.

参考文献

[Ashley 90] Kevin, D, Ashley, Modeling Legal Argument: reasoning with Cases and Hypotheticals, The MIT press, 1990.

[Aleven 97] Vincent, Aleven: Teaching Case Based Argumentation Through a Model and Examples, ph. D. Thesis, University of Pittsburg, 1997.

[Struck 71] G.Struck, Topische Jurisprudenz – Argument und Gemeinplatz in der juristischen Arbeit, Athenaum Verlag, 1971.

[平田18] 平田勇人, AI による紛争解決手段, 成文堂, 2018.